



協会けんぽ

広島支部からの

お知らせ

2025年
8月

加入者の皆様へお知らせいただきますようお願いいたします

協会けんぽ 2024（令和6）年度決算（見込み）のお知らせ

2024年度の決算（見込み）の概要

2024年度の決算は収入が11兆8,525億円、支出が11兆1,939億円、収支差は前年度から1,923億円増加し、6,586億円となりました。

保険料収入は、賃上げ等による標準報酬月額増加や被保険者数の増加により前年度比3,492億円の増加となった一方で、保険給付費は医療費の伸びが低めに推移した影響で前年度比1,040億円の増加となっています。

医療費については、新型コロナの臨時的特例廃止（2024年3月末廃止）等の特殊要因で伸びが抑えられていることが一定程度影響しており、今後の動向を慎重に見極める必要があります。

※詳しくは、協会けんぽのホームページをご覧ください。

2024年度決算（見込み） | 医療分（単位：億円）

収 入	保険料収入	106,490 (+3,492)
	国庫補助等	11,690 (▲1,184)
	その他	346 (+113)
	計	118,525 (+2,421)

支 出	保険給付費	72,552 (+1,040)
	拠出金等	36,195 (▲1,030)
	その他	3,193 (+487)
	計	111,939 (+497)

単年度収支差	6,586 (+1,923)
--------	----------------

※（ ）内は、対前年度比

※支出の「その他」は下図の「健診・保健指導経費」「協会事務費」「その他の支出」の合計

保険給付費 64.8%

協会けんぽが医療機関に支払う費用や、傷病手当金等の支払いに要する費用

高齢者医療への拠出金等 32.3%

高齢者の皆さまの医療費の一部を現役世代が負担しています。

健診・保健指導経費 1.5%

協会事務費 0.9%

その他の支出 0.5%

支出
約11.2兆円

保険料収入 89.8%

被保険者・事業主の皆さまに納めていただいている保険料

収入
約11.9兆円

国からの補助金 9.9%

その他の収入 0.3%

Q. 2024年度の決算は黒字額が増加しましたが、協会けんぽの財政は安定しているのでしょうか？

- A. 協会けんぽの財政は、当面、賃上げ等により標準報酬月額増加が見込まれるものの、
- 現在の不安定な世界情勢が我が国の経済社会に及ぼす影響が不透明であり、これまでのような保険料収入の増加が中長期的に継続するか予測が難しいこと
 - 協会けんぽ加入者の平均年齢の上昇や医療の高度化等により保険給付費の継続的な増加が見込まれること
 - 団塊の世代が後期高齢者になったことにより後期高齢者支援金の中長期的に高い負担額のまま推移することが見込まれること

等に留意が必要と考えています。

また、「経済財政運営と改革の基本方針2025（2025年6月13日閣議決定）」において、診療報酬改定に関して、「2025年春季労使交渉における力強い賃上げの実現や昨今の物価上昇による影響等について、経営の安定や現場で働く幅広い職種の方々の賃上げに確実につながるよう、的確な対応を行う。」とされており、今後の動向を注視する必要があると考えています。

マイナ保険証をお持ちでない方へ資格確認書を送付します



令和7年12月2日から現在の健康保険証が使用できなくなるため、資格確認書をマイナ保険証をお持ちでない方^(※)に送付します。

送付対象者	令和6年11月29日までに資格取得し、令和7年4月30日時点でマイナ保険証をお持ちでない加入者様 ※対象者がいる事業所様には「対象者一覧表」を令和7年7月下旬に発送しています。
送付時期	令和7年7月下旬～令和7年10月下旬 ※広島支部の加入者様は令和7年10月予定
送付方法	被保険者様の住所に特定記録郵便で送付（被扶養者様の資格確認書も同封） ※5名以上の場合には複数の封筒で送付します。

※マイナ保険証をお持ちでない方とは

- マイナナンバーカードをお持ちでない、もしくは協会けんぽにマイナナンバーを提出していない
- 健康保険証の利用登録を行っていない等の理由により、マイナナンバーカードで医療機関等を受診することができない
- マイナナンバーカードの電子証明書の有効期限が切れている

被保険者様の住所に送付後、宛所不明等の理由により不着となった場合は、事業所様へ再度送付します。
事業所様のご担当者様は速やかな配付にご協力をお願いいたします。

Q&A

Q1 なぜ家族全員分の資格確認書がないのか？

A1 資格確認書はマイナ保険証をお持ちでない加入者様にお送りしています。

Q2 既に資格確認書を持っているが、新たに届いた。どちらを使えばいいのか？

A2 資格確認書の右上にある交付年月日をご確認いただき、新しい日付のものを使用してください。なお、古い日付のものは同封の返信用封筒でご返却をお願いします。

Q3 今持っている健康保険証はどうしたらよいのか？

A3 お持ちの健康保険証は令和7年12月2日以降は使用できなくなるため、ご自身で破棄してください。なお、令和7年12月1日までに退職等で健康保険の資格を喪失した場合は、事業所にご返却ください。

Q4 資格確認書が届いた時点で健康保険の資格を喪失している場合はどうしたらよいのか？

A4 同封の返信用封筒にて資格確認書をご返却ください。

『使ってみよう!マイナ保険証』

健康保険証とマイナナンバーカードの一体化（マイナ保険証）に関する説明動画

YouTube



協会けんぽマイナナンバー専用ダイヤルをご利用ください

☎0570-015-369

(ナビダイヤル※)

平日 8時30分～17時15分
(土日・祝日・年末年始を除く)

※ナビダイヤルの通話料金は発信者の負担となります(通話料定額プランの適用対象外です)。

コールセンター対応外国語

英語、中国語、韓国語、スペイン語、タガログ語、ポルトガル語、ベトナム語、タイ語、インドネシア語、ネパール語、ビルマ語、フランス語、ドイツ語、イタリア語、ロシア語、マレー語、クメール語、モンゴル語、シンハラ語、ヒンディー語、ベンガル語、ウルドゥー語

事業所の健診担当者様へお知らせ

35～74歳の被保険者(ご本人)様は

生活習慣病予防健診!

協会けんぽでは健診費用の約7割を補助しています!

補助適用前
最高18,865円

約7割補助

補助後自己負担額
最高5,282円

3種のがん検査も含んでこの価格!
(胃・肺・大腸)



※プラス料金で子宮頸がん検診(+970円)や乳がん検診(+1,013円～)も受けられます

従業員(被保険者)様に、生活習慣病予防健診の受診案内文書を送付します

生活習慣病予防健診を利用されていない方、当支部に事業者健診結果データが提供されていない方については、従業員(被保険者)様個人のご自宅宛に、生活習慣病予防健診の受診案内文書を送付する場合がありますのでご了承ください。(8月から順次発送予定)

協会けんぽ広島支部からのお知らせ

(2025年8月号)

<発行> 全国健康保険協会 広島支部

〒732-8512 広島市東区光町1-10-19 日本生命広島光町ビル

お問合せはこちら

電話番号 082-568-1011(代表)

平日のみ 8:30～17:15

※おかけ間違いにご注意ください



今月のTOPICS

協会けんぽ広島支部は令和7年9月16日(火)に移転します

新住所 〒732-8512

広島市南区松原町2-62 広島JPビルディング15階

電話番号 082-568-1011(代表) ※電話番号の変更はありません。

最寄り駅 JR各線「広島駅」



現住所での業務は
令和7年9月12日(金)までとなります。

詳細はこちら

